

農地法第4条・5条 転用許可申請必要書類

受付日 受付者

様式有	必要書類名	必要部数	取得先等	備考	チェック欄	
○	農地法第4条・5条許可申請書	2部	農業委員会			
	申請土地の登記簿謄本	2部 (原本とコピー)	法務局	謄本に表示された住所と現住所が異なる場合は、つながりが分かる書類を添付(住民票抄本又は戸籍附票抄本) ※3ヶ月以内のものを添付すること		
	法人の履歴事項全部証明書	2部 (原本とコピー)	法務局	申請人が法人の場合		
	法人の定款	2部 (コピー)	申請人	申請人が法人の場合(コピーに法人の原本証明が必要)		
	位置図	2部	申請人	1/5000～1/25000程度の図面		
	付近見取図	2部	申請人	1/1500～1/2500程度の図面		
	字図	2部 (原本とコピー)	法務局			
	現況平面図	2部	申請人			
	土地利用計画図	2部	申請人	建物、駐車場、資材置場等の配置を記載 生活排水、雨水排水等の経路を図示		
	造成計画縦横断面図	2部	申請人			
	建物平面図・立面図	2部	申請人	建物の建築をともなう場合		
○	事業計画書	2部	農業委員会	自己用住宅の場合は不要		
○	被害防除計画書	2部	農業委員会	自己用住宅、植林の場合は不要		
○	資金計画書	2部	農業委員会			
	資金証明書 (残高証明書・融資証明書等)	2部 (原本とコピー)	申請人	※証明書は3ヶ月以内のものを添付すること		
	見積書	2部 (原本とコピー)	申請人			
	土地改良区の意見書	2部	土地改良区	申請土地が土地改良区の地域内の場合		
○	水利関係承諾書	2部	農業委員会			
○	雨水・排水に関する誓約書	2部	農業委員会			
○	農地転用許可申請に関する調書	1部	農業委員会			
	代替地検討資料	1部	申請人	農地区分が第1種農地・第2種農地の場合		
	道路・水路等占用等許可書等	2部 (コピー)	道路・水路等 管理者	道路・水路等の占用、用途廃止、私下げ等が必要な場合 (占用等許可書または、受付印のある申請書の写し等)		
	その他書類	2部		上記以外にも、転用の内容によっては必要な書類 があります。		
	国土利用計画に関すること	1000m以上の転用行為の場合、都市計画				
	埋蔵文化財予備調査申請書 (朝倉市教育委員会文化課)	農地転用、又は盛土をともなう農地改良事業については、埋蔵文化財等の調査が必要となりますので、 必ず申請を行ってください。 お問い合わせ先 文化課文化財係 0946-22-0001(ピーポート甘木 内)				
	担当農業委員への連絡					
	申請人 問い合わせ先	TEL	-	-		

※書類作成の詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

※申請の際には担当地区の農業委員に必ず連絡(説明)をしてください。(担当委員 連絡先)

※申請締め切り日は毎月22日です。(締切日が土日祭日にあたる場合、または、年始年末等は締切日が前後する場合があります。)

※書類の不備や、農業委員への連絡がなされていない場合には、翌月以降に審議することになります。

お問い合わせ先:朝倉市農業委員会事務局 電話番号 (代表)0946-22-1111 住所 〒838-1398 朝倉市宮野2046番地1
(直通)0946-52-1896 朝倉支所1階(旧朝倉町役場)